

公立大学法人新潟県立看護大学告示第2号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定める。

平成25年4月1日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
県立看護大学一般入学試験（前期日程）	大学入試センター試験の科目別得点並びに合計得点及び順位（合否判定の対象となった科目に限る。）、面接の順位及び評価、総合得点、総合順位	合格発表の日から2か月間（大学入試センター試験の科目別得点、合計得点及び順位並びに個別学力検査の合計得点及び順位については、4月16日を期間の始期とする。）	県立看護大学 教務学生課
県立看護大学一般入学試験（後期日程）	大学入試センター試験の科目別得点並びに合計得点及び順位（合否判定の対象となった科目に限る。）、小論文及び面接の合計得点並びに順位、面接の評価、総合得点、総合順位	〃	〃
県立看護大学3年次編入学試験	総合得点、総合順位、面接の評価	合格発表の日から1か月間	〃
県立看護大学推薦入学試験 県立看護大学社会人入学試験	小論文及び面接の合計得点並びに順位、面接の評価	〃	〃
県立看護大学大学院入学試験	総合得点、総合順位	〃	〃